（略）	（略）
宮崎県	5,000
鹿児島県	4,300

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	77,200
（略）	（略）

第三～第八　（略）

○国土交通省告示第千号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、一般財団法人沿岸技術研究センターから登録確認機関の代表者の氏名を変更しようとする旨の届出があったので、同法第五十六条の二の十七第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録確認機関の代表者の氏名

（変更前）　代表理事・理事長　宮﨑　祥一

（変更後）　代表理事・理事長　中﨑　剛

二　変更しようとする日　令和八年六月二十二日

○防衛省告示第百九十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

（略）	（略）
宮崎県	4,200
鹿児島県	3,600

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	65,000
（略）	（略）

第三～第八　（略）